

## 消防用設備等保守点検業務委託 仕様書

消防法第17条の3の3に定められた「消防用設備等についての点検および報告」について、本市職員又は現地職員立会のもと、消防庁により規定された方法により適切に実施すること。

所在地：京都市下京区下之町6-3

名称：柳原銀行記念資料館

構造：木造2階一部平屋建て屋根寄棟

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

備考：消防用設備等点検結果報告書を作成し、共生社会推進室に確認のうえ、下京消防署に正本を提出及び本市に副本を提出すること。

その他：業務上知り得たことについては、京都市の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。

点検実施：

上半期（令和8年4月1日～令和8年9月30日）に機器点検を1回、下半期（令和8年10月1日～令和9年3月31日）に総合点検を1回実施すること。点検の実施日時については、その都度、共生社会推進室と事前に調整すること。